

平成27年8月27日（木）

第136回郵政民営化委員会後 委員長記者会見録

（11：55～12：42 於：永田町合同庁舎3階 郵政民営化委員会室）

（会見概要は以下のとおり）

○増田委員長

それでは、今日の郵政民営化委員会の概要について申し上げたいと思います。資料はお配りのとおりです。

まず、1点目として、かんぽ生命保険の新規業務の認可申請について、意見募集結果の報告と、金融庁、総務省からのヒアリングを行いました。

意見募集をしたのですが、意見はございませんでした。意見の取りまとめはまた次回行いたいと思っておりますが、金融庁、総務省からも今のところ特段の支障があるような話は聞かれませんでした。

それから、2点目で、今後の郵政民営化の推進の在り方についてであります。

これについて意見募集結果の報告と、関係団体からのヒアリングということで、まず、意見募集結果は資料が配付されていると思っております。1,400件近く意見が来ております。それを御覧いただければと思っております。寄せられた意見、正確には1,395件ですが、これについてはこの後、今日の午後ホームページに全部掲載する予定にしております。金融二社の規制緩和に関する意見とか、他の金融機関等との提携・協調に関する意見、地方創生、ユニバーサルサービスの維持に関する意見、その他色々出てきておりますけれども、今、申し上げましたようなことが比較的件数が多かったということがございます。

ヒアリングの方です。今回の意見募集に意見を提出いただいた団体の、全部というのはやはり難しいので、意見を出していただいた中の一部ということになります。大きく、今後我々が所見を取りまとめていく上で必要であろうと我々が判断したところ、また、従来この委員会に呼んで意見を聞いていたような団体を中心にヒアリングをしました。最後に日本郵政グループからもヒアリングを行ったところであります。

各団体の御意見はおおむねお配りのとおりでございますが、金融業界の団体からおおむね郵政グループとの協調・連携について前向きな発言もありましたが、一方で、限度額の引上げ等の規制緩和については慎重な意見が述べられたということでもあります。

全国郵便局長会等の郵政関係団体からは、顧客利便の向上などの観点から、限度額の引上げを始め、規制緩和やユニバーサルサービス確保のための措置が必要との意見が述べられたところであります。

それから、最後にヒアリングをした日本郵政グループからは、平成27年度第1四半期決算の概要、日本郵政グループの事業戦略と今年度の取組、金融二社の新規業務等の政府への認可申請・要望状況等について説明があったところです。四半期決算の話はまた改めて詳しく聞きたいと思っておりますが、今日は本当に概要だけ少し説明がありました。

今日の委員会の内容は大体そういったことですが、委員会の質疑の状況について、お話をしたいと思います。

まず、関係団体をグループに分けて、それぞれのグループごとに来て説明をしていただくというやり方を採ったのですが、全銀協、地銀協、第二地銀協、信託協会、これが一つのグループになっていまして、この4団体をヒアリングしたときの質疑のやり取りです。

ある委員の質問なのですが、4団体の説明内容がほぼ同じように見えるのだけれども、4団体の中で考え方の違いがあるかという質問を地銀協にしたところ、地銀協からは、4団体がそれぞれ見ている方向性は同じである。ゆうちょ銀行とお互いがウイン・ウインになる関係を築いていくために協調できるところは協調していきたい。ただし、公正な競争条件が確保されなければ信頼関係に影響を及ぼしかねないと、こういうようなやり取りがありました。

それから、資料の中で、金融機関の団体の方から地域活性化ファンドについて記述があって、協調していきたいといったことが出ていたのですけれども、こういった地域活性化ファンドについて、4団体の中で何か話をしているのかという質問がありましたが、非公式に4団体の中でも話をしているのですが、具体化するのには全て個別の金融機関が進めていく話なので、個別の金融機関がそれぞれ連携を進めていくものと理解をしている。ただし、先陣を切ってゆうちょ銀行と連携をして、成功例を作りたいと、そんな答えが全銀協からありました。

今回の資料の中でも暗黙の政府保証ということについて記載をしているものもあるのですが、最初の4団体については、それほどこの点については強調されなかったのですけれども、この点についてどう考えるかということで、委員から地銀協に質問があったのですが、答えは、暗黙の政府保証については、ゆうちょ銀行の完全民営化という前提のもとにあった話だと。要は、今回の株式上場が完全民営化に向けての大きなステップとは考えているのだけれども、今後、どのように進むのか、そこにとっても関心があって、また、その示され方が十分ではないというような認識を持っているようであります。いざとなると、特に地方では民間金融機関からゆうちょ銀行へ資金シフトが起こる恐れがあるという懸念も言っておりました。これが地銀協からの答えであります。

生保協会とJA共済のグループでは、委員から、JA共済とかんぽ生命保険のす

み分け、バランスをどう考えているのかという質問がありまして、それに対してJA共済からの答えなのですが、簡易な手続でできるのがかんぽ生命保険、それを超えて上乘せをJA共済ということで、これまでもすみ分けはそれぞれの地域でできていると考えている。今後の連携については、地域の事情に合わせてより連携を進めていくということが有り得ると考えるという答えでありました。

生保労連は単独で話を聞きましたが、その中の説明で、営業現場でかんぽ生命保険の商品は優位性を持っているという説明が簡単にありましたので、委員の方から、そういうことは本当にあるのかということだったのですが、現場の具体的な声として、信用力で勝るかんぽ生命保険の商品が第一の選択肢とされることは多いというのが組合員の多くの声であるということでありました。

意見書を出したところで最後のグループになりますが、全国郵便局長会、郵政グループ労働組合の関係です。まず、郵便局長会に対して委員の方から、限度額の引上げ、しかも自民党の提言には最終的には3,000万円まで引き上げるといことも書いてありまして、今回も郵便局長会は引上げが必要だということを書いていたわけですが、いったいどういう場面が想定されるのかという質問がありまして、例えば年金の受取りをしようとする時に限度額いっぱい、これ以上無理ですなどという話や、退職金を受け取る時に、通常ですと2,000万円から2,500万円が普通であって、そういったものを郵便局を通じて振り込めないなどという状況がよくあるという話がありました。

郵政グループの労働組合に、現在行われている社員研修について組合員がどのように評価しているのかという、組合員の内部の声を教えてほしいという委員からの質問があって、これは特に具体的にはかんぽ生命保険の新規業務、この間、学資保険について改定したのですが、そういった新しい商品がこれからどんどん増えていくときの対応について、組合員がどのように評価しているのかという質問であります。これに対しては、新規業務への研修は非常に重要であって、きちんとやっていく必要があるという認識と、会社との協議の場では、会社に常に研修の充実について組合から要望しているのだと、こういう話がありました。

最後に、意見書を出したグループとは別であります、日本郵政グループを呼んで、総括的にお話をしてもらいました。他のグループの各会社の幹部も来ていましたが、お話になったのは日本郵政の鈴木上級副社長です。

まず、限度額引上げについて、慎重な意見もあるし、民間金融機関の「規模を縮小すべき」との意見もありますが、日本郵政グループとして限度額の引上げについてどの程度必要と考えているのかということに対しての答えですが、限度額の引上げについては国民の声、ゆうちょ銀行に預けたいのに枠が埋まっています、それ以上預けられないという現実が国民の間であって、それに応えるこ

とが大事で、経営上の必要性からのみでこの問題を考えるべきではない、常に国民のニーズに応えるという、そちらの観点が大事だということ。一方で、民間の金融機関が心配しているような限度額の引上げによって、預金が一気に伸びるとは考えていない、こういう答えがありました。

別の委員から、預金量がずっとゆうちょ銀行は低下してきた。中の説明資料に表が入っていますが、預金残高は確か1999年ぐらいが最高だったと思うのですが、それがずっと下がってきて、二、三年前に一応下げ止まって、今、少し増えて177兆円ぐらいだったかと思いますが、預金量がピーク時からずっと低下傾向にあったわけです。それについては金利が効いているのか、限度額規制が効いているのか、どちらの要因が大きいかということに対して、日本郵政グループの方からは、金利の影響が大きいという話がありました。

限度額引上げで預金が大きく増えることは考えていない。無利子の振替預金から振り替わるということであって、全体の預金残高が大きく増えるとは考えていないという話で、ボリューム自体はさほど大きくは増えないだろうという話をしておりました。

前の前の委員の意見とも多少ダブりますが、今日の特に金融業界の意見は、その委員の受取り方では、民営化当初よりも少しニュアンスが変わってきて、ネットワークなどを通じた金融機関との連携・協調ですとか、地方創生へ共に貢献していきたいとか、そういうニュアンスが出ていたのですが、郵政グループとしてそういった金融機関の団体の意見をどう受け止めているかとの質問があって、答えは他行、他社との提携は今まで以上にしっかりと進めていきたい、一方で、金融機関の意見書の中にも出ているような、ゆうちょ銀行、あるいはかんぽ生命保険など、そういったところでのリスク管理については引き続きしっかり行っていきたいと、そういうことで懸念を払拭していきたいということが意見としてありました。

基本はお手元に配られている資料をお話になったということで、やり取りは本当に短時間でありました。そういうことなので、若干様子について委員とのやり取りを申し上げたのですが、またいずれ議事録等で御確認いただければということでもあります。

最後に、今後の調査審議の進め方ですが、意見募集で寄せられた意見、1,400件近くあって、かなり多いボリュームになっています。あと、今日、ヒアリングを行いましたので、その内容を参考に今後、委員ともよく相談して、決めていきたいということでもあります。

次回委員会の日程については、今、調整中ということで、9月に開くわけですが、今、調整しております。

私の方からは以上になります。

○記者

結論を出すようなタイムスケジュールは大体どのくらいを目途に考えられていますか。

○増田委員長

未定で、調査審議の要請は前回御紹介したのですが、非常に広い内容になっていますので、それについて、多くの意見が寄せられて、今日またヒアリングをやった。その意見の内容をよく分析して、それに基づいて意見をまとめていくということになりますので、スケジュール、いつまでに出すということを今、この会見の場で明確に申し上げることはできませんけれども、それだけ時間をかけないといけないと思っています。

○記者

例えば上場までには間に合うか、間に合わないかという、どうですか。

○増田委員長

上場のスケジュールは委員長として何とも申し上げられないので。今、手続を進めているのですが、恐らくプロセスとすれば上場の承認が一方であって、あと必要な手続を踏まえて上場するということになると思うのです。私も新聞などで一応推測的に書かれている記事などは拝見していますが、何ともそちらの方についてはコメントできないわけです。ですから、その前になるか、後になるかということは何とも申し上げられない。

ただ、いずれにしても、非常に広い意見を求められていますので、それに係る意見をまとめるにはそれなりに時間が掛かるということだけ申し上げておきたいと思います。

○記者

今のに関連して、自民党の提言ですと、今年の9月に2,000万円ということですが。9月にまた委員会が開かれるということなのですが、次の9月の委員会で結論が出る可能性はあるのでしょうか。9月末に間に合うかという意味で。

○増田委員長

もう少し申し上げておきますと、自民党は具体的にこのようにしてほしいということで、引上げのことを言っています。それを行うには政府の方で政令を決めて、正式に我々民営化委員会の意見を聴くという手続きが必要になります。ですから、それは政府がまず本当にそれを捉えて政令を作るかどうかにかかっているのですね。ところが、今、政府は御承知のとおり、そういう手続きに入るという様子はないわけですが、むしろ我々の審議の全体の、引上げだけではなくて、もっと広い内容について、まず委員会に聴かせてくれということですから、我々はそちらの方についてきちんと時間を掛けて審議しようとしています。ですから、政府の動き次第ですけれども、なかなかスケジュール的には大

変ですね。

○記者

あと、この後の進め方なのですけれども、ヒアリングはこれで一応終わりということになるのですね。この後、具体的にはどういった作業をするのですか。

○増田委員長

改めて団体には丁寧に聴いておいた方がいいなと思って、多少質疑もできませんから、そういう意味でやったのですが、一応今のところ予定していたヒアリングは以上と考えています。

ですから、次のときに会社の方から四半期決算、これは通常やっていますけれども、大事な微妙な時期ですから、四半期決算をどう捉えるかとか、まだこれは事務局と余り相談していないけれども、この間、三井住友信託銀行とか野村ホールディングスとの新法人設立の話もあって、今、そういったことを進めているので、これも一回会社の方から聴きたいと思っていますので、そういうことも一方でやりながら、今回、ヒアリングした結果についても委員間で意見交換していきたいと思っています。

○記者

今日、パブコメとヒアリングを終えられて、委員長としては限度額引上げが必要だと思われたのか。

○増田委員長

それは直接そう言われるとなかなか申し上げられないけれども、今のことについてはノーコメントなのですが、ただ、今日ヒアリングをしましたね。私は郵政民営化委員会では一番当初の委員をやっていましたので、途中で大臣になったのでそこは空いていますけれども、この会社が民営化されて、ちょうど平成19年10月からスタートしたのですが、その前の年から民営化委員会がスタートして、ああいうところで今日お呼びしたような団体が来られると、相当うちよ銀行と距離があって、暗黙の政府保証がずっと続いているということで、業務の規制を緩和しようということに非常に警戒感があったのですが、そこは少しニュアンスが変わってきているように思うのです。

というのは、私の受取り方、これは委員会でよく相談しなくてはいけないが、うちよ銀行が持っているネットワークを活用した連携・協調というお話をされたり、上場を成功させるということは大事なことだというお話をされたり、例えば金融機関とうちよ銀行と、これから連携・協調を図るような方向性を先に仰るような団体もありましたし、昔に比べてニュアンスは変わってきていると思います。

ですから、そういう各団体のスタンスというか、団体によってはこれからうちよ銀行への会社の業務の方向性として、定額貯金でわっとお金を集めて国

債で運用していくようなモデルではなくて、投資銀行としてそういう方面、いわゆる手数料ビジネスでもっと伸ばしていくべきではないか、というようなことをお話しになる団体もあったので、日本の金融機関全体として見て、現実にある金融機関と、今後、上場していく、市場規律にさらされるようなゆうちょ銀行を始め、そういうところと、どういう姿をしていくと考えていけばいいのか、その辺りについて委員会でよく意見を交換したいと思っています。この辺りはよくよく委員間できちんと議論した上で、政府の要請に応えていきたいと思っています。

○記者

ちょっと確認になるのですが、今回、金融関係団体を中心にヒアリングを必要と判断されたということは、調査審議の中で、最大の焦点になるのが金融事業の預入れ限度額であるとか、新規業務であるとかの規制緩和をどう考えるかということになるだろうという御判断をされたからということになるのですか。

○増田委員長

政府から来ているのは、前回、そのことだけを言われたわけではなくて、御承知のとおり、もっと広いので、ですから、多分、仰るのは、物流業界などはもっと呼ぶ必要があるのかどうかということではないかと思うのですが、物流などについても含めて郵政グループ全体について、我々の方で考えていかななくてはいけないと思っています。

一方で、限度額の引上げの議論というのは現実にありますので、これまでも呼ぶときは金融業界を束ねた団体を丁寧に呼んでいますので、今回の意見書の内容も、そこに非常に多く集中している。それで、そこを中心に直接の意見を聞いた方がいいだろうということで判断して、呼びました。

○記者

もう一点、1,400ほどの意見の、個人の1,300幾つという御意見の多くは多分、特に限度額引上げについては引上げが望ましいという意見が多かったのだろうと推測するのですけれども、意見の割合というのが調査審議の委員会としての判断を左右する指標になるのかどうかということをお教えいただきたいのです。

○増田委員長

そこで出ている1,395分の幾つというのはいずれもですね。要するに、国民各層全体から出てきているかどうかというのは見ていかなければいけないので、直接の1,395分の何とかがこうだからという判断は余りにも短絡的過ぎると思います。ただ、出てきている背景にあるところ、例えば地理的にどうなのかということ、色々ヒアリング等を通じて、あるいは社会の実情を聞いて、おおむね過疎地域ではこういう問題もあるのかなと、そこは我々の審議の中で突き止め

ていかなければいけないと思っておりますが、今の直接のお話の、もしそれがこういう御質問であれば、1,395分のこれこれが賛成だからという割合で決めるのかと言われれば、それはないということは申し上げておきたいと思っております。

○記者

最後、多分個人の方の御意見というのは公表する中で個人情報をもそんなに出不さないと思うのですけれども、どういう属性の方からの御意見が多かったかというのがもしあれば教えていただければ。

○増田委員長

それは全然出さない。

○記者

先ほど民営化当初と今と、金融機関の雰囲気は少し変わってきたと仰ったのですけれども、それはいわゆるメガバンクと地域金融機関のようなところと、大体同じような形が変わってきたというのでしょうか。それとも、若干そこは違っているのでしょうか。

○増田委員長

これは私の受取り方、しかも委員長というよりは委員会全体でまとめたのではなくて、私個人、平委員としての受取り方を先ほど申し上げたので、委員会全体としてどう受け止めているかと取られてしまうとちょっと誤解になってしまうのですが、そういう前提で申し上げますと、最初のグループの4団体は先ほどの答えでも言っていたとおり、大きな違いはないように思いました。ただ、信金などとは少しニュアンスが違うかもしれないのだけれども、全銀協、地銀協などはほぼ同じではないですかね。どちらかという、以前は暗黙の政府保証とか、政府の関与ということをもまず出していたのだけれども、むしろ上場を成功させる、その上で連携・協調できるところは協調して、例えば地方創生などにお互いに貢献していきたいとか、そちらの話が先に出てきたので、私は、そういうものを見ていて、少しニュアンスが変わって来ているなと思ったのですが、それは最初のグループはみんな同じような認識で答えていると言いましたが、次の人たちは少し地域で預金がシフトすることについて、その背景は国の関与が相当あるからというお話を言っていたので、そこは金融機関とかでも少しニュアンスが違うように私は受け取りました。

○記者

何点かお伺いするのですけれども、1点目は、今日のヒアリングが4グループということで、このグルーピングされた理由はどういう理由からですか。

○増田委員長

1団体ずつやらずにということですか。

○記者

はい。例えば全銀協、地銀協とかまとめて、なぜこの4グループにされたかというところですが。

○事務局

類似の業態ごとということですが。意見を表明するときにしやすいでしょうと。端的に申し上げますと、最初の4業態は全部、全国銀行協会に加盟している4団体です。それ以外というのが次のグループ。それから、生命保険事業、あるいは類似の事業をやっています生保協会と全共連が一緒、そして労働組合ということで4グループでございます。

○記者

今回でヒアリングは終わられるということですが、やはり限度額引上げに象徴されるように、論点ごとに各団体意見が対立しているところもあって、例えば委員の方々の前で討論というか、ディスカッションというか、そういうことをされる予定というのはございますか。

○増田委員長

あります。委員間でディスカッションしていこうと思っています。

○記者

団体を呼んで団体同士でやらせるというのは。

○増田委員長

それはない。

○記者

今日は13団体ということで、非常に個々の団体の時間が短かったと思うのですが、先ほど仰るとおりで、今回で意見の聞き取り自体は終わられる。

○増田委員長

そうです。

○記者

もう一つだけ、足元で、昨日は日本生命の三井生命の買収とか、生命保険会社の海外買収とか再編というのが報じられるようになってきて、その一つの要因というところでかんぽ生命保険が挙げられたりするのですけれども、この件について、増田委員長のお考えは。

○増田委員長

これは、かんぽ生命保険をどれだけライバルというか脅威に感じるかという辺りはこちらの審議対象外なので、直接は答えられないのでコメントは差し控えたいたのですが、大きな環境変化がかんぽ生命保険も含めてあることは間違いないですね。そこは短期的には金利の状況とかそういうことはあるけれども、これは期間によって色々変わっていくというか、長期に考えると、国内でいうと人口減少とか、超高齢化とか、そういう大きな変化ではないですかね。だか

ら、そういうことをどのように会社経営で考えていくかということ、その受け止め方は色々あると思うのですけれどもね。

プラス、今、仰ったようなかんぽ生命保険の上場をどう考えるかというのは、市場規律全体の中でどのようにかんぽ生命保険がこれから振る舞っていただけるのかとか、その辺りは正にここで審議しなくてはいけないことだから、そちらはコメントを差し控えたいと思います。

○記者

基本的にはこういう生命保険会社の動きというのも、当然それらを踏まえて議論して決めていくということでしょうか。

○増田委員長

議論はそれらを踏まえてということになりますね。

○記者

先ほどの限度額引上げに対して、メガバンクと信金などの考え方が大分違ってきているところを見ると、結局この問題に対する問題は、大分集約されつつあって、銀行の方は地域創生ということで、ゆうちょ銀行とある程度協調できるが、信金・信組で地元根差しているところは民業の圧迫になるということで、非常に警戒している。この点に対する委員長のお考えが先ほどあったのですが、それはどうでしょうか。それから、この辺は結局どうやって集約していくことになるのでしょうか。

○増田委員長

大分そこは違ってきていると私は言っていないので、今の二つで大きく違うのではなくて、微妙にニュアンスが違いうように受け取れたと。しかも、それは私個人でということなので、そこは正にこの中での審議ですね。これからです。

それから、どう集約化するかは委員会の中の審議で、委員会ではいつもそういうことをやってきていますので、そこは委員会のそれぞれの委員の見識でまとめていきたいと思います。

○記者

微妙な違いというのは。

○増田委員長

書き方が違っていているからね。意見書を御覧いただくと、その辺りは出ていると思います。

○記者

今日は各団体どういうクラスの方が御出席されたのですか。

○増田委員長

申し上げます。全銀協は藤原企画委員長、地銀協は望月一般委員長、第二地銀は藤井一般委員長、信託協会は小足業務部長、これが第1グループです。第

2グループは、全国信金は森川常務理事、信組は鈴木専務理事、片岡常務理事、農中は奥専務理事。生保協会は児島一般委員長、全国共済農業協同組合連合会は島崎代表理事専務。生保労連は浜田中央執行委員長。郵便局長会は大澤会長、郵政グループ労組は窪田中央本部書記長。郵政グループは先ほど言いました鈴木上級副社長。

これがトップです。ただし、説明のときは随行者が少し説明した部分があって、随行者が2人、3人ついてきたところと1人随行者というところがあって、詳細は議事録で示しますが、来たグループのトップは今の人たちです。

○記者

午後に意見がアップされれば分かると思うのですが、1,395の意見のうち大体限度額に絡むものは何割ぐらいだったのですか。

○事務局

そこについては集約しておりません。

○増田委員長

いっぱい書いてあるから、なかなか難しいんだ。事務方で公式に数字を出そうとしても必ず違ふとかいうのが出てくるので、確かにいっぱい書いてあったりして、これをどのように読み込むか結構大変は大変。

○記者

大体で言うと。例えば8割ぐらいとか7割ぐらいとかというの。

○増田委員長

私がざっと見た感じは結構触れているのは多いけれども、ちょっと数字を言うのはなかなか危険かもしれない。

○記者

分かりました。

○記者

日本郵政グループに最後に話を聞いたときは、限度額の引上げの話だけで、新規業務についての話はなかったのでしょうか。

○増田委員長

説明は色々ありました。まだ検討中で、例えばかんぽ生命保険の再保険の話とか。この間発表になった資産運用会社の設立みたいな話を詳しく聞かせてほしいということも伝えましたから、そちらの方の話も少しやり取りをしています。

○記者

委員会としては引上げの方を先に結論を出して、新規業務は。

○増田委員長

そうではなくて、中央省庁から聞かれているのは、引上げなどという文言は

全然出ていないから、全体でやっています。

○記者

冒頭、信用金庫とか、信用組合の発言についての御紹介がなかったと思うのですが、資料を見ると限度額のところには資金シフトが起こるとか、資金供給に支障が生じるとかということ。

○増田委員長

それはもちろん仰っています。

委員の方からの質問の主だったものだけということで。それは資料に書いていて、当然仰るだろうなと思って、それはそのまま聞いておりました。

○記者

確認ですけれども、ヒアリングは以上と仰ったのは、民営化全般に関するヒアリングが以上であって、限度額に関してはまた別途そこに特化してやられる可能性というのは。

○増田委員長

政令の案で、もし、中央省庁がやるということであれば、当然ヒアリングはやるのだけれども、それは中央省庁がどうするかはまだ聞いていませんので、今後、中央省庁がどのように腹を決めるかということだと思います。政令を何も上げるつもりはないということであれば、一切必要ありません。